

弁護士法人デイト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 相続が発生したときの流れ
  - 労働災害（労災）とは
  - 編集後記
  - セミナー情報

## 相続が発生したときの流れ

相続が発生した際に、どのように相続手続きを進めたら良いでしょうか。一概に相続手続きといっても、事案によってやるべきことは異なります。

以下に、相続発生後の主な流れと注意点をまとめました。

ただし、あくまで一例です。何をすべきか迷われた際は、お早めに相続専門の弁護士に相談し、対応を確認されることをおすすめします。

### 1 誰が相続人になるのかを確認しましょう

まず、誰が相続人になるのかを確認する必要があります。

民法では、相続人となる人の範囲と順位が定められています（これを「法定相続人」といいます）。

常に相続人となるのは、亡くなった方の配偶者です。

**第1順位**の相続人は、亡くなった方の子ども（養子も含みます）です。

子どもがすでに亡くなっている場合は、その子ども（亡くなった方の孫）が代わりに相続する「代襲相続」という制度があります。

**第2順位**は、亡くなった方の直系尊属（父母や祖父母など）です。

ただし、第1順位の子どものいる場合は、相続人にはなりません。

**第3順位**は、亡くなった方の兄弟姉妹です。

兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、その子ども（亡くなった方の甥や姪）が代襲相続します。

ただし、第1順位の子どものや第2順位の直系尊属がいる場合は相続人にはなりません。

相続人を正確に把握するためには、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍を集めたり、相続人の戸籍を集める必要があります。

相続人が確定しないと、遺産分割協議などの手続きを進めることができませんので、漏れないように注意する必要があります。

### 2 遺言書の有無を確認しましょう

亡くなった方が遺言書を残しているかどうかを確認します。

遺言書がある場合は、原則として遺言書の内容に従って遺産を分けることになります。

自筆証書遺言（秘密証書遺言も同様です）の場合は、家庭裁判所での検認という手続きが必要です。

検認前に遺言書を勝手に開封すると、5万円以下の過料が課される可能性がありますので注意が必要です。

公正証書遺言の場合や、法務局の自筆証書遺言保管制度を利用している場合は、検認は不要です。

## 弁護士法人デイト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル7F  
東京オフィス 東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館7F  
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル7F  
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SSビル7・8F  
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC  
1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826



この記事についてのお問い合わせは、い高井までお気軽にどうぞ。



### 3 どのような財産が遺産となるのかを調査しましょう

被相続人の遺された財産(遺産)を調査します。

遺産には、プラスの財産(不動産、預貯金、株式、自動車など)だけでなく、マイナスの財産(借入金、住宅ローン、未払いの税金など)も含まれます。

預貯金通帳、不動産の登記簿謄本、借金に関する書類などを探しましょう。

### 4 相続するかを検討しましょう

遺産の調査を行い、マイナスの財産が多い場合は、相続放棄の手続きを検討する必要があります。

相続人は、**原則として、相続の開始を知った日から3ヶ月以内(「熟慮期間」といいます)に、相続放棄をするかどうかを検討する必要があります。**

相続放棄は、裁判所の相続放棄の申述手続きを行う必要がありますので、注意が必要です。

なお、「限定承認」という方法もありますが、手続きが複雑であり利用されていない制度ですので、今回は割愛します。

相続放棄の手続きをしない場合や、遺産を処分した場合は、「単純承認」といって、プラスの財産もマイナスの財産も全て引き継ぐこととなります。

遺産を処分した場合など、単純承認とみなされる行為がありますので、相続放棄を検討される方は注意が必要です。

また、熟慮期間が過ぎると原則として相続放棄はできなくなるため、早めに財産状況を把握することが重要です。

### 5 遺産分割協議を行いましょう(遺言書がない場合など)

遺言書がない場合や、遺言書の内容通りに遺産を分けたくない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行い、誰がどの遺産を相続するのかを決定します。

**遺産分割協議は、相続人全員の合意が必要です。**

一人でも欠けていたり、合意していない相続人がいる場合、その協議は無効となります。

合意した内容は遺産分割協議書として書面に残し、相続人全員が署名・押印します。

この遺産分割協議書は、不動産の名義変更(相続登記)や預貯金の解約などに必要となります。

### 6 相続税の申告・納税を行いましょう(該当する場合)

相続財産の額が基礎控除額を超える場合は、相続税を納める必要があります。

**相続税の申告・納税の期限は、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内です。**

相続税の計算は複雑ですので、税理士などの専門家に相談することをおすすめします。

期限内に申告・納税しないと、延滞税などがかかる場合があります。

### 7 不動産がある場合は相続登記を行いましょう

相続した遺産に不動産(土地や建物)が含まれている場合は、相続登記を行い、不動産の名義を亡くなった方から相続人へ変更する必要があります。

法改正により、令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務化されました。

### 8 最後に

以上が、相続の手続きの一例です。

上記の内容は、あくまで一例です。

判断に迷うことや、法的な手続きが複雑に感じる場合は、弁護士などの専門家に早めに相談することをおすすめします。

特に、遺産分割で揉めそうな場合や、相続放棄をするか迷っている場合は、専門家の助言を得るのが望ましいです。

相続は、多くの方にとって初めての経験であり、手続きも煩雑に感じるかもしれません。

今回の情報だけでは不安な点や疑問点がございましたら、相続問題に注力している弁護士にご相談ください。

### 労働災害(労災)とは

「労災」とは、**労働災害を省略した言葉で、従業員が仕事や通勤中に、ケガをしたり、病気になったり、障害が残ったり、亡くなってしまったことをいいます。**

労災には大きく分けて2つの種類があります。

それが、業務災害と通勤災害です。

業務災害は、**従業員が、仕事をしたことによって被ったケガ、病気、障**



害、死亡のことで。

例えば、工場で機械を操作中にケガをした、重い荷物を持ち上げて腰を痛めた、長時間労働が原因で病気になったなどが該当します。

通勤災害は、**従業員が会社へ通勤する途中や、会社から自宅へ帰る途中に被ったケガ、病気、障害、死亡のことで**。

例えば、通勤中に交通事故にあった、駅の階段で転んでケガをしたなどが該当します。

ただし、通勤の途中で普段の経路を大きく外れて寄り道などをした場合、その際に生じたケガなどは通勤災害と認められないこともあります。

労災と認定されると、国から治療費の給付を受けたり、休業中の収入の一部が補償されたりする「労災保険給付」を受けることができます。

もし、労災と認められなければ、これらの給付を受けることができません。会社にとっても、労災の発生は決して他人事ではありません。

労災が発生すると、従業員への損害賠償金の支払いが発生したり、一定の条件を満たす場合には労災保険料が増額されたりする可能性があるからです。

労災を発生させないよう予防することが一番ですが、労災が発生してしまった場合には、会社として、適切な対応をする必要があります。

従業員がケガや病気などをした場合に、それが労災にあたるのかどうかを判断するのは、「労働基準監督署(労基署)」という国の機関です。

労基署は、全国各地にあり、労働に関する様々なことを取り扱っています。

労災保険が給付されるのは、労基署が、従業員のケガや病気などが、業務災害または通勤災害に当たると認めた場合です。

労災保険は、**労災にあった従業員やその遺族のために、必要な保険給付を行う国の制度**です。

会社は、従業員を一人でも雇っていれば、原則として労災保険に加入しなければなりません。

保険料は、**会社の業種や労災の発生状況などによって異なり、会社が全額負担**します。

では、どのような場合に、労基署は労災と認定するのでしょうか。

業務災害のうち、ケガや死亡の場合は、①**作務中に、会社の支配下で**

発生したこと(「業務遂行性」といいます)と②その業務が原因で発生したこと(「業務起因性」といいます)の2つの条件を満たす必要があります。

また、病気の場合、「業務上疾病」という厚生労働省が定めたリストに載っている病気であるか、リストに載っていても「業務に起因することが明らかな疾病」であると認められる必要があります。

長時間労働による脳出血や、アスベストによる肺がんなどが業務上疾病の例です。

次に、通勤災害の場合、原則として、自宅と会社との合理的な経路と方法で移動している中で生じた災害が対象となります。

通勤の途中で普段の経路を大きく外れて寄り道などをした場合、通勤災害と認められないこともあります。

労災と認定された場合、様々な種類の「保険給付」を受けることができます。主なものとしては、次のようなものがあります。

- ①療養(補償)給付:(労災によるケガや病気の治療費が無料で支給されます。)
- ②休業(補償)給付:(労災で働くことができず、会社から給料がもらえない場合に、休業4日目から、給与の一定割合が支給されます。)
- ③障害(補償)給付:(労災によるケガや病気が治った後も障害が残ってしまった場合に、その障害の程度に応じて一時金または年金が支給されます。)
- また、④遺族(補償)給付:(労災で亡くなった方の遺族に対して年金または一時金が支給されます。)
- ⑤傷病(補償)年金(労災によるケガや病気が、治療開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、仕事ができない状態にある場合に支給される年金です。)
- ⑥介護(補償)給付(障害(補償)年金などを受けている方で、介護が必要な状態にある場合に支給される給付金です。)

労災申請は、従業員が、労働基準監督署に申請書を提出する形で申請を行います。

もし亡くなられた場合は、遺族が申請を行います。

また、**会社の方で、従業員に代わって労災申請の手続きを行うことも可能**です。

会社には、従業員が労災申請を行うにあたって、必要な手続きを手伝う義務(助力義務)や、申請書に必要な事項を証明する義務があります。





会社は、労災の原因や発生状況、負傷または発病の年月日などを申請書に記載して証明する必要があります。

労災であることが明らかな場合は、会社としても誠実に対応すべき事案といえます。

一方、労災事故であるかどうかははっきりしない場合には、会社側としては十分に事実関係を調査し、場合によっては労災とは認めないという対応をとることもあります。

例えば、ケガの原因が業務と関係がないと思われる場合や、長時間労働などの理由がないのに仕事が原因でうつ病になったと主張されるようなケースです。

労災の手続きや会社の対応などで困った場合は、労災問題に詳しい弁護士に相談することをおすすめします。

### 編集後記

早いもので、1年の4分の1が終わってしまいました。  
新年度となり、新しい生活を始められた方も多いと思います。  
気温も15度を超える日が多くなり、そろそろ衣替えも考える必要がありそうです。  
私は、少しでも効率的に時間を使いたいと思い、業務効率化の方法や時間管理の方法などの書籍を探し、少しずつ読み進めています。  
長年の習慣を変えることは難しいですが、自分に合うものから少しずつ取り入れていきたいと考えています。

### ※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。  
役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。  
今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで  
弁護士 高井翔  
e-mail info@daylight-law.jp

### セミナー情報

税理士・金融機関が教えてくれない?

参加費無料

## 事業承継 丸わかりセミナー

リアル & オンライン開催!



第1部講師 弁護士 宮崎 晃(デイライト法律事務所代表弁護士)  
第2部講師 加藤 智之(プルデンシャル生命保険株式会社  
福岡第四支社 ライフプランナー)

第1部 「知らない」では済まされない!社長のための事業承継AtoZ

- 「子供は平等」は事業承継では間違い!?
- 従業員に会社を乗っ取られる!?
- 永続企業を目指すための最適プラン!
- 職員から不当解雇と主張されたときの対応方法とは?
- 税理士や金融機関は教えてくれない!?

第2部 「思い込みが命取り!隠れたリスクを回避するには」

- 事例
- 全体像を把握する!事業承継の基本ステップ
- 家族の対話と共有の大切さ
- 簡易診断で現状を知る!問題を見える化して次の一步へ

参加料	無料
日時	2025年4月16日(水) 13:00~14:30
開催場所	デイライト法律事務所 東京オフィス セミナールーム (渋谷駅徒歩4分)
オンライン	Zoomウェビナーにて視聴可 ※オンライン視聴をご希望される方は同
定員	20名(先着順となります)

セミナー情報について  
詳しくはWEBを御覧ください→  
<https://www.daylight-law.jp/138/>



デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。  
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。

 企業法務 / 労働問題	 離婚・男女問題	 相続 / 事業承継	 交通事故 / 人身障害	 刑事 / 企業犯罪	 破産再生
--	--	--	--	--	---